

陳 情 文 書 表

6 陳情第10号

小金井市議会は憲法14条に違反する地方税法の規定の改正を求める
意見書を国会に提出することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年3月29日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]		
	氏 名	大曾和彦	印 ほか	人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
連絡先	() -			

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]		
	氏 名	大曾和彦		
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 29 日 16:15				
主 任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長
[REDACTED]	(渡辺)	(齊根)	(高橋)	(山浦)	(西村)	(明加彦藤)

小金井市議会は憲法14条に違反する地方税法の規定を
改正すべき意見書を国会に提出するとして求めた陳情書
憲法14条は法の平等と保障するところ、地方税法の固定資産税を
定めた規定は、憲法14条に違反する。地方税法343条（固定資産税の
納稅義務者）は、「固定資産税は固定資産の所有者に課す。」と定め、
地方税法348条1項は、「市町村は、固定資産の登記簿、市町村、特別区
に対する、固定資産税を課すことを下す旨」、と定め、同法2項
2号は、宗教法人の不動産、同法9号は学校法人の不動産は固定資産税
を課さない旨である。附請求の思うところ、地方税法343条と
地方税法348条は、明々々と矛盾する。しかもも論から言ひて、税金は
公正なる平等に課せらるべきものであつて、一般国民は少く固定資産税
を課さない。地方、個人、宗教法人、学校法人等が非課税下にいたる
正当化する理由、今、し合理化する理由など存在しない。左の説明、詳説
の通りうけた。社会的弱者による経済的差別を助長するものであり、憲法
14条に反するに違ひある。附請求は日本を悪化する了固定資産税の廢止
を求めていたところである。小金井市議会議事の中、附請求は賛成した議員は
6名、反対は改革派、保守派と左派の3人で合計9名、大手今派は
10名中6名で合計6名、米田江也、固定資産税を課すことはあるが、その
税率は、日本より17.3%が低い。日本の固定資産税は余りにも高過ぎる。
附請求は、市町村が固定資産税を課すのではなくて、二重課税を免れさせよう
と、宗教法人、学校法人等は一般国民と同じく少く課税すべきである。
事件附請求は人権侵犯である。憲法99条14、公務員に対する憲法尊重権を有する
と書いており、手帳不正3件は、憲法14条に違反する。小金井市議会議員
の多くも、事件附請求権意を支持した。

小金用事該公議長官下試說處

中企辦專刊

陳 情 文 書 表

6陳情第11号

6陳情第2号にかかる居住実態調査を
早急に行うことを求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年4月19日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市新井南町 [REDACTED]		
	氏 名	松井 豊 [REDACTED]		ほか 人
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 4 月 19 日		16:21		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄 根	慶 成		山 清	西 村	明 加 彦	三 下



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年4月19日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 6陳情第2号にかかる居住実態調査を早急に行うことを求める陳情書

6陳情第2号によれば居住実態に疑義のある件について、市民課が適切な行動をとっていないことが記されております。

さらに、本陳情が審議未了処置されたことは小金井市議会ならびに議員各位らにおいても本件に対して適切な行動をとるつもりのないことを表明したものと解釈されます。

しかしながら疑義のあるものについて白黒を確定させないことは、法令違反を放置することにもなりかねず、例えば、本件の場合、万が一、当該人物が小金井市への居住実態がなかった場合、他市に入るべき住民税を本市が横領したことになり、その際、行政や議会が積極的にその調査をしなかつたことは、皆様方は共謀して小金井市に入る税を減らさないようにとの企てを謀ったとなり、これは行政の怠惰による誤謬との言い訳では取まらず、市をあげて横領という犯罪を作りあげたということにもなるでしょう。

また、居住実態がなければ委員資格もありませんから、これは費用弁償の支払いも違法だということになり、いらぬ住民監査請求を招聘してしまう可能性もあります。

現状、当該人物に対する居住実態は確定されておりませんので、小金井市は50%の確率で犯罪を犯している可能性があり、したがって、これに関わった職員ならびに議員各位におかれましても50%の確率で犯罪に加担していることになります。

つきましては疑義のあるものについては、早急に調査を行い、万が一にも違法や脱法の懸念のあるような状況を招来しないよう、表題案件を求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 12 号

居住実態に疑惑のある委員に対しリモート会議を開催した
か否かについて、うが一事実が無かつ場合は発言の訂正を
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 4 月 19 日
(西暦)

	住 所	小金井市渾河 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	彦嶋 久男 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 4 月 19 日 16:21				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
連根	最成		山浦	西村	明加彦藤	早下



小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和 6 年 4 月 19 日

宮崎 久男

小金井市東町 [REDACTED]

件名 居住実態に疑義のある委員に対しリモート会議を周旋したかを問うと
併に、万が一事実が無かった場合は発言の訂正を求める陳情書

以下は社会教育委員の会における「とある委員」の発言です。

[REDACTED] 委員

個人的事情ですが、すみません。[REDACTED]です。実は来年の 7 月ぐらいに小金井に戻って来るんですけど、今、単身赴任中で。今日もちょっと戻って来ている状況なんんですけど。そうすると、何となく金曜日とか月曜日のほうが個人的には助かるのはあるんですけども、皆さんの御都合もあるので、そういう場合、例えばですけれども、前、[REDACTED]児童館審議委員をやらせてもらっていたときには、実はリモートを Webinar でやっていたみたいで、とにかくそこまでいざなって、その辺、可能であれば出席率も上がるかなと思っているんですけど。なるべ

これによれば、当該委員は、単身赴任中であり、したがって、手続き的にいえば居住実態の調査を受け、ご自身に委員資格があるかどうかの判断を仰ぐべきところ、適格の証明がないままに委員に留まることを自明とした上で、逆に単身赴任を事情だとして、ご自分が市内に居ない場合のために市側が自分のためにリモート会議を斡旋してくれないかとの要望を述べ、その根拠として児童館審議委員の時は、そのようにしてもらったと主張しております。

つきましては児童館運営審議会においては単身赴任という事情を抱えた当該委員の利便向上を理由としてリモート会議を用意したのかについての回答を求めます。

また、事実が当該委員の発言と異なっている場合、誤解を与える議事録の放置は混乱のもとになりますので、この部分の削除、訂正等について適正な作業をすることを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第13号

違法個別に投票した議員に対し、犯罪への加口の自覚
なうびに良心への口責は無いのか交えての説明責任を果たすことをねが陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 久月 19 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]		
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発言者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受理年月日		令和6年4月19日 16:21				
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED]	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED]

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年4月19日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 違法側に投票した議員に対し、犯罪への加担の自覚ならびに良心への呵責は無いのかを交えての説明責任を果たすことを求める陳情書

先般「違法行為の放置に賛成した議会ならびに議員各位の説明責任を問う陳情書」(=6 陳情第9号)の審査の際「瑕疵ある議決だったということを言っているんですか?」との発言がありました

これは、廃園撤回条例案を否決したことに対する「瑕疵がある」とは思っていないということを表明されたものらしく、どうやら、この認識は小金井市議会の統一見解でもあるようです。

しかしながら、そこに違法があれば、それは犯罪が存在した証拠であり、もし、それを認識しながら、座してそれを放置するならば、それは犯罪に加担したことになります。

従って、違法を放置する議決をしておきながら「瑕疵が無い」と強弁するのは、犯罪への加担者であろうとも推定されかねない方々による恐ろしくも厚顔な物言いであり、それこそ、その方々における「公明(=公平で、不正や隠しだてがないこと)」のあり様とは、いかなるものなのかなと心胆寒からしむものがあります。

また、委員長の「(判決文には) 瑕疵があるとは書いていない」との発言に至っては、人に指摘されなければ自ら過ちを質すようなことはしないのだと受け取れ、これはこれで愕然とする一幕でした。

思うに、6 陳情第9号の趣旨は「廃園撤回条例案の否決は瑕疵のある議決」であり、従って反対票を入れた議員は犯罪への加担者ともみうけられる可能性があるのに、どういうつもりなのかということを言葉を選びながら尋ねているものだと思われます。

つきましては、婉曲な表現ではご自分たちのなしたことの意味がおわかりにならないようですので、廃園撤回条例案を否決された議員の方々に対しては、表題の件を求めたいと思います。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 14 号

議論において職員が不確かることや個人的な見解などを述べ、議論の議論をスリードすることにより改めよ 陳情書

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 5 月 23 日
(西暦 2024)

陳情 代表者	住 所	小金井市 緑町 [REDACTED]		
	氏 名	(佐久間 鮎乙) 印 ほか		人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]			

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議會議長

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年5月23日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 審議会等において職員が不確かなことや個人的な見解などを述べ、
審議会の議論をミスリードすることのないよう求める陳情書

以下は、廃棄物等減量推進審議会における市側職員の発言です。

今井ごみ対策課長

リサイクル事業所の販売形態、販売実績については、市側で
計量・計数したものではなく、あくまでも「主張されている」と受け止めざるを得ない状況にある。
ジモティーとよく比べられるが、ジモティーのほうは市が計
量し、全ての件数をカウントしているため、行政として間違いなくリユースに回したものであるといえる。
レシートがあったり、POSシステムがあったりという明確
な形で報告をされているのであれば別だが、そうではなく、あ
くまでシルバー人材センターの事業として運営されていた成
果をシルバー人材センターではない方が言われている。

この中で職員は旧リサイクル事業所のリユース処理量について、ここに呈示されている数字には信憑性が無く、また、当事者でもない人が数字の流布を行っていると断じ、その一方でジモティーを利用した、おそらく「ゆづる輪」を想定したことでしょうが、その計数はしっかりとおり信ずるに足るという主張をしております。

しかしながら、この数字は「リサイクル事業所報告書」から転載されたもので、これは市が委託した業者（小金井市シルバー人材センター）の正式な報告書であり、これに疑義を挿むなら、市が発行するいかなる資料も信用が置けないということになってしまいます。

従って、数字はかの職員が言うような不確かなものではなく、また流布という観点においても、それはシルバー人材センターが出した数字にそってなされているということになります。

審議会に際し、これらの数字を付して提言書を出した団体は、この発言に対し「中傷」されたとの強い表現を用いての反論書を提出しており、これに対する市側の対応が今待たれているところです。

件の発言の折審議会は「リサイクル事業所の再開を求める提言書」を審議しておりました。当該職員は、その数字に難癖をつけ、ここぞとばかり「ゆづる輪」を擁護したわけですが、職員にそこまでのことをさせた「ゆづる輪」とは、一体どのような事業なのでしょう。

以下に「ゆづる輪」と「旧リサイクル事業所」実績の比較を掲示します。

ゆづる輪・旧リサイクル事業所のリユース実績と金銭的かかりの比較

	(A)ゆづる輪	(B)旧リサイクル事業所	倍率 (A)/(B)
リユース個数	110個 令和4年度事務報告書	13876個 平成29年度	126分の1
リユース重量	1.08t 令和4年度事務報告書	90.15t 平成29年度	84分の1
市からの支出額	¥16,742,710 令和5年度不燃粗大ごみ 積替え保管施設運営管理 委託費におけるリユース業 務費+当該業務に係る直接 物品費・業務管理費・技術 経費・重複調達費・一般管 理費の総額	¥6,308,000 平成30年度リサイクル補 助金	2.5倍
一個当たりリユース経費	15万円/個	455円/個	329倍
トン当たりリユース経費	1550万円/t	7万円/t	221倍
高齢者就業人數	3名	15名	5分の1

表を見ると

- お金のかかりが2.5倍になっているのに実績が84分の1
- トン当たりの処理費が1550万円
- 個数で計算してみたらプラスチックの化粧ケース1個が15万円相当

なるほど、これらの数字に直面すると、当該職員が審議会の席で議論をミスリードさせてまで、件の発言をしてしまったのは、致し方ないのかなと思わざるをえません。

なぜなら、委員の方にこのような実情を知られたら「ゆづる輪」が事業としての呈をなしていなことが、わかってしまいます。

議論を遮り「旧リサイクル事業所」の実績を貶め「ゆづる輪」の擁護に回ったのもうなづける話です。

まとめますと、件の発言は、リユースをやっているんだか、お金を垂れ流しているんだか、訳の分からぬ事業である「ゆづる輪」の実情を、審議会委員の前に暴露されることを恐れた当該職員が、ここぞとばかりに旧リサイクル事業所をけなし、それを貶めようと、思いのほか頑張ってしまったものかと推察されます。

それにしても、予算青天井で「リユースやっていますよ」をアピールしているだけの事業である「ゆづる輪」をいかに擁護したいからといって、職員が自ら作文をしてまで審議会の議事に介入し、議論をミスリードするようなことは止めてもらいたいものです。

箸にも棒にもかからない物を持ち上げるには、他を貶めるしかないことはわかりますが、市政の場で、職員がこれほどまでわかりやすくそれをなしたというのは、中立や客觀が求められる公務員から何やら腐臭じみたものが臭い漂ったやに感じられます。

ついては審議会等において職員が自らの主觀を用いて箸棒事業の弁解をするなどもっての外であり、不確かなことや個人的な見解などを述べ、審議会の議論をミスリードするようなことのないよう求めます。

また、なにほどの合理性もない「ゆづる輪」事業について、これを見直し、せめて旧リサイクル事業所程度の実績をあげうるリユース事業の策定を行う事を求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第15号

日野市民への負担に歴然とへく
可燃ごみの搬出量を広域支援時の水準に留めることある陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年5月23日
(西暦2024)

	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]		
陳情代表者	氏 名	伏見アパート 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 5 月 23 日		10.56		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED] 						

小金井市議會議長 宮下 誠様

令和6年5月23日

佐久間 昌巳

小金井市緑町

件名 日野市民への負担に配慮すべく

可燃ごみの搬出量を広域支援時の水準に留めることを求める陳情書

以下は「3市ごみ減量推進市民会議」への各市議員の欠席率を表にしたものです。

3市ごみ減量推進市民会議委員出欠表

市	委員	平成30年1月1日	平成30年2月2日	平成30年3月1日	令和元年1月2日	令和元年2月3日	令和2年1月1日	令和2年2月2日	令和3年1月1日	令和3年2月2日	令和4年1月1日	令和4年2月2日	令和5年1月3日	令和5年2月1日	令和5年2月2日	欠席率
日野市	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	*	8.0%
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	*	*	*	
	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	G	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	H	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	I	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	*	○	
国分寺市	J	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9.3%
	K	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	L	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	*	○	○	
	N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	O	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金井市	P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21.6%
	Q	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	R	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	S	*	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	-	
	T	○	○	*	○	*	*	○	○	○	*	*	*	○	*	
	U	○	○	*	○	*	*	○	○	○	*	*	*	*	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	○	○	*	

これにより「小金井市は3市における共同ごみ処理の検討について不熱心である」との評判を頂いているわけですが、その原因は、当該委員を選出するための母体である廃棄物等減量推進審議会に問題があると思われます。

以下は廃棄物等減量推進審議会委員の出席率を表したもので

表欠出審議會進推減量等棄物棄廢

この中に出席率 37.8%の方がいらっしゃいますが、この方が「3市ごみ減量推進市民会議」の委員に選出され市民会議においては欠席率 50%という記録を打ち立て下さっております。

出席率下位という観点でみますと、前述 37.8% の方も含め委員属性が「事業者」という方々でそこが占められていることがわかります。

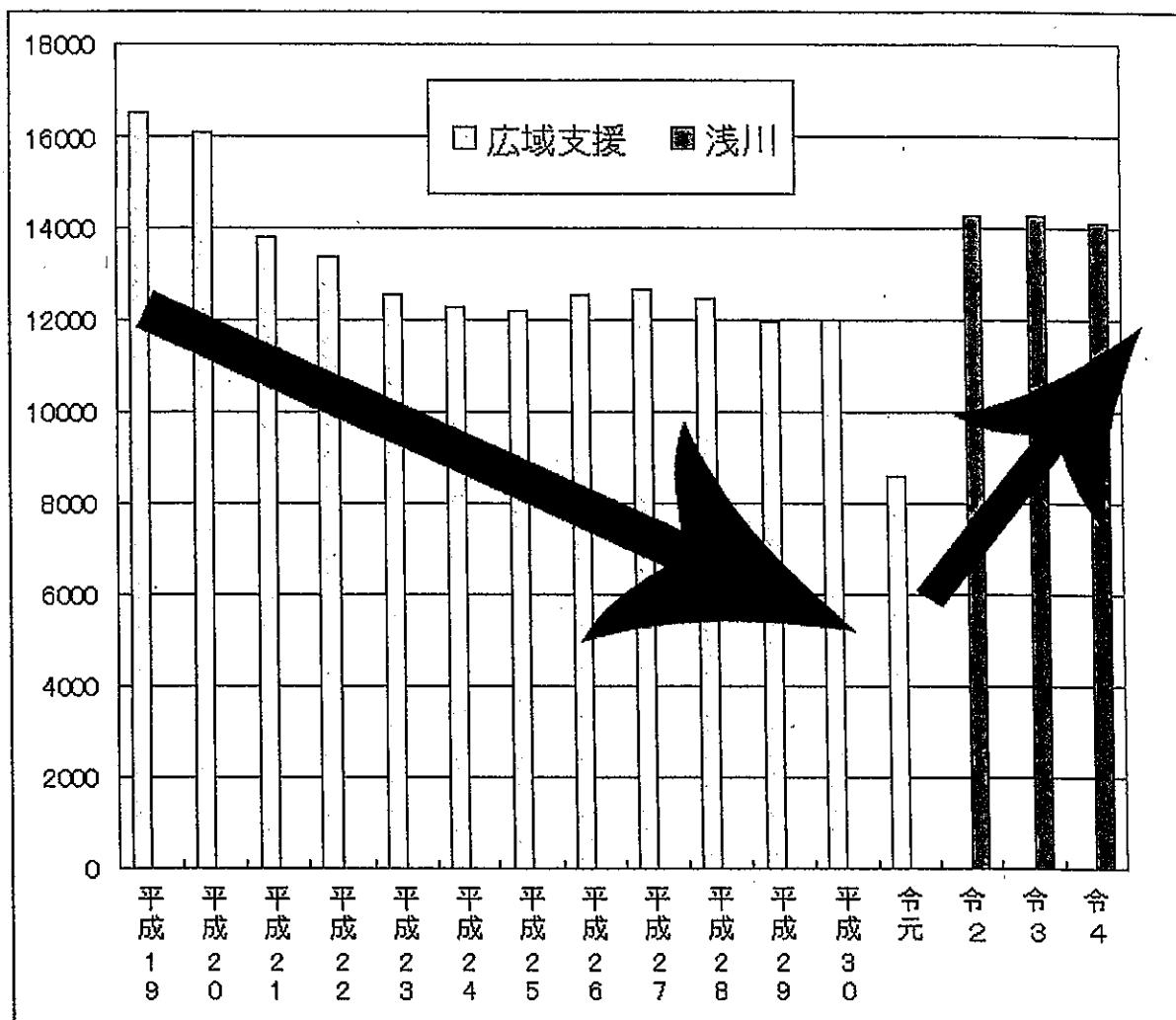
ちなみにこのカテゴリーは、とある団体の推薦枠ということになり、出席率の低い理由について当該団体に尋ねてみましたら委員の方の「体調不良」という返答を頂きました。

しかしながら3人の方がすべて体調不良とは信じられませんし、何年にもわたって、そのような方を推薦し続けているというのも謎です。

もしかしたら、その団体においてはごみ減量への関心などはもちろん「3市ごみ減量推進市民会議」(=日野市民)に対して礼を尽くすなどといったことにも興味はなく、結果としてそういう気分が推薦した委員の方々の会議体に対する関心のあり方に反映されているのかもしれません。

つきましては、その団体に代表される「事業者」においては、ごみ減量対策に対し、その関心の度合いにあわせ、浅川へのゴミ搬出について相応のご遠慮を頂き、市においても日野市民への負担軽減のため「事業者」に対しては以前のように浅川は無いものとしての可燃ごみ処分の指導をすることを求めます。

可燃ごみ搬出量(平成19年から令和4年度)



- 搬出量の増大分について市は「事業用」のものが増えて、こうなったと説明をします。
- 従って「事業用」のものの浅川搬入を差し止めれば日野市への可燃ごみ搬出量は広域支援時の水準に戻すことができます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第16号

会派の政務活動費の情報公開を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年5月29日
(西暦)

	住 所	小金井市本郷 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	尾崎 真奈美 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受理年月日		令和6年5月29日		14337		
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 

小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024年 5月29日

小金井市議会議長
尾高 真季美

会派の政務活動費の情報公開を求める陳情書

政務活動費とは、日本における地方議会の会派あるいは議員に対して政務調査研究及びその活動のために支給される費用です。その費用は市民の税金が使われています。そのため、その使途の範囲や基準については厳しく決められており、市民に対して情報公開の観点からも透明性の高いものでなければならないと考えます。

小金井市議会での広報費は、会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費として定義がされています。が、昨今、会派ニュースという名目で、議員一個人のPR(写真、趣味、プロフィール等)が一面に載っているチラシを見ました。

小金井市議会「政務活動費に関するマニュアル」では、H19.4.26 仙台高裁判例(最高裁で上告棄却、確定)「(要約)ある支出が政務活動と他の目的が混在する場合は、全額を政務活動費とするのは相当ではないことは明らかである。社会通念に従った相当な割合(按分額)をもって政務調査費とすべき」旨の判例が掲載されています。

2024年2月29日、町田市議会政務活動費に関する住民訴訟裁判において、一部の会派に対して「議員のプロフィールに加え、チラシの記載内容が政務活動以外の活動であり、その印刷代等の支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が原告から主張された一方で、被告側からこれを覆す適切な立証が行われなかったことにより、係る政務活動費の支出全額につき使途基準に適合していない支出である」旨の東京地裁判決があり、「町田市議会政務活動費使途基準の運用指針」が判断材料の一つとなっています。一方で、小金井市議会「政務活動費に関するマニュアル」には、使途基準の詳細(広報費に関して政務活動以外の記事の全体に対する割合や按分割合の指針)がありません。

ちなみに、町田市議会においては広報費としてチラシ印刷代等の領収書とともに当該チラシが添付され、HPで公開されています。一方で、小金井市議会においては、政務活動費として支出した印刷代等にかかる当該チラシの公開はされていません。

武蔵野市議会(政務活動費は議員に対して交付)では、広報費の支出について領収書とともに内容明細及び説明欄に按分根拠を記載し、HPで公開しています。一方で、小金井市議会においては、按分根拠の記載義務がありません。

- 調布市議会（政務活動費は会派に対して交付）「政務活動費の手引き」では、
- ①広報紙（チラシ）に掲載する内容が政務活動費として支出できるものか否かの具体例や過去事例
 - ②広報費の按分の指針として、両者が混在するケースの按分割合の算定方法
 - ③一議員の政務活動レポートの印刷費等に、政務活動費として支出する際のルールと手続き
 - ④議長による確認（2点）
- 【議長による出納状況の確認】議長は出納状況の確認の結果、不適切な支出が認められる会派に対し、口頭又は文書で注意するものとします。
- 【市民からの問い合わせ】議長は政務活動費の出納に関し、市民から問い合わせがあった場合は、当該会派の代表者に問い合わせ、説明を求めるすることができます。問い合わせを受けた会派の代表者は、使途について証明する資料等を用い、速やかに説明しなければなりません。
- と詳細な運用指針の記述があります。
- 以上のように、他議会では、より厳正な運用と自主的な説明が行われています。

「小金井市議会政務活動費の交付に関する条例」第10条（透明性の確保）において、議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関連書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。と議長に努力義務がありますが、上記事例のように他議会を見習い、政務活動費の支出を判断する会派が、市民に対する説明責任を具体的で分かりやすい手法で自ら果たすべきです。

その上で、以下陳情いたします。

- ◆政務活動費で作成した各会派の広報紙（チラシ）の写しとそれに関連する印刷代、郵送ポスティング代、新聞折込代等に政務活動費がどんな按分割合で支出されているか事実関係が分かる資料をお示しください。（近年のもの）
- ◆市民に対して広報費に関する更なる情報公開をすること。
(例として：政務活動費で作成した広報紙（チラシ）の写しを公開対象にする。収支報告書に按分根拠の説明を記載する。市民から問い合わせがあった際の説明対応に関すること、など。)
- ◆必要に応じて、政務活動費マニュアルの見直しを行うこと。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 17 号

「憲法下専決処分に基いて制定された廢止条例は無効」との東京地裁判決をひしひえ、公立保育園の安定的運営を求める 陳情書

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和 年 5月 31日
(西暦 2024)

陳情 代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]			
	氏 名	公立保育園を市民の見立産による会 安藤 能子 印 ほか 人			
	連 絡 先	([REDACTED])	[REDACTED]	[REDACTED]	

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
(本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発言者	住所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏名	安藤 能子
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 6 年 5 月 5 日	15:43				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
慶成	慶成	壽根	山 清	西 村	明加彦 藤	寧

小金井市議会議長 宮下誠様

2024年5月31日

公立保育園を市民の財産にする会

安藤能子

小金井市前原町 [REDACTED]
[REDACTED]

「違法な専決処分に基いて制定された廃止条例は無効」との東京地裁判決をふまえ、公立保育園の安定的運営を求める陳情書

私たち「公立保育園を市民の財産にする会」は、2021年7月に示された前市長の「公立保育園廃園方針（案）」を受け、『市民の税金で賄われる公共性の極めて高い児童福祉施設である公立保育園は、将来にわたるセーフティネット機能や防災機能を兼ね備えることができる市民の財産である』という観点から、市に対してさまざまな働きかけをしてきました。

そして、2022年9月29日の前市長の専決処分による廃園条例の強行制定に対して、その不当性や違法性を広く市民に訴えてきました。

さらに勇気ある原告保護者が、2022年12月13日に兄弟入所を市に求めて提訴した「廃園やめて裁判」を、1年2ヶ月に及び全面支援してきました。

2024年2月22日、東京地裁は、「前市長の専決処分は違法」「違法な手続きで制定された廃園条例は無効」という判決を下しました。

前市長の専決処分が違法と判決されたことで、2022年10月7日の市議会が市長の専決処分を不承認としたことの、法的妥当性が示されました。私たち市民は、「どう考えてもおかしい、不当だ」という思いが間違っていたことで心底安堵し、法律を遵守する小金井市議会の面目も保たれました。

さらに、判決では募集廃止条例は無効で、改正前の条例を適用して保育園入所事務をすべきところ、それをしなかった市の行為の取消しを免れないものとしています。したがって、市は原告のお子さんに限定した入所手続きのみをして、その他のお子さんの入所手続きを行っていませんが、判決で違法無効とされた廃園条例が原告以外に適用され続けていることの不合理性は、誰の目にも明らかです。

そこで私たちは、以下の2点を強く求めます。

- 専決処分という違法行為により制定された廃園条例、募集廃止条例を無効とした司法判決を遵守して、廃園に向けた段階的縮小を止めるとともに、さらにさくら、くりのみ両園の保護者の切実な要望に応え、0歳児、1歳児の募集を再開してください。
- 廃園条例は無効ですから、改正前の条例を前提に、中長期の視点を持った透明性の高い市民参加の「公立保育園の在り方検討会」を開催してください。そのうえで、50年以上の歴史ある公立保育園5園の存在意義を十分に検証し、子どもが育ち市民の喜びとなる公共施設として未来に手渡せるよう、議論を尽くしてください。